

## 第 191 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 4 年 5 月 30 日 (月)  
時間 午前 10 時～  
場所 福島テルサ 3 階あぶくま

(司会)

それでは、定刻となりましたので、只今より、第 191 回福島県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様には配布しております資料の御確認をお願いいたします。①次第、②議案書、③資料 1 (議案第 2035 号)、④資料 2 (議案第 2036 号)でございます。また、本日の名簿につきましては、議案書の 5 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、一部の委員におかれましては、リモート形式により御出席いただいております。

それでは、開催にあたり、土木部都市担当次長 服部雅道よりご挨拶申し上げます。

(服部次長)

おはようございます。今年 4 月より土木部都市担当次長になりました服部と申します。よろしくお願いいたします。第 191 回福島県都市計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より県政の伸展並びに都市計画行政の推進に、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、東日本大震災から 11 年経過しましたが、近年、令和元年東日本台風や 2 年連続の福島県沖地震等大規模自然災害が激甚化、頻発化しております。また、人口減少やコロナ禍等、新たな課題や時代潮流に対応するため、県土木部では

「福島県総合計画」の部門別計画である、「福島県土木・建築総合計画」を昨年12月に策定し、今年4月よりスタートしたところであります。土木部では本計画の基本目標である「安全・安心、豊かさを次世代につなぐ県土づくり」に基づき、30年後のなりたい姿の実現に向け、復興創生や防災・減災まちづくり等、社会資本の整備をしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

本日の審議会では、「特殊建築物の敷地の位置」について、南相馬市の小高区と原町区の2件の御審議をお願いしております。

委員の皆様には、それぞれの御専門の立場から、忌憚のない御意見を賜り、御審議いただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

まずはじめに、出席委員数を御報告いたします。本審議会の定数19名のうち、出席委員は15名、うち代理出席者は6名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

御異議ないようですので、御指名申し上げます。3番の鈴木深雪委員、8番の川端茂樹委員のお二方をお願いいたします。よろしく願いいたします。

それでは、次に、議案書の目次をお開きください。本日は、報告事項1件、議案2件を予定しております。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。第190回福島県都市計画審議

会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。では、着座にて御説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。令和4年2月3日に開催しました、第190回都市計画審議会に付議された案件につきまして、御報告申し上げます。「議案第2034号 特殊建築物の敷地の位置について(白河市)(建築基準法第51条ただし書きによる許可)」でございます。こちらにつきましては、白河市内での木くず破碎施設設置にかかる案件でございました。この案件につきましては、令和4年2月4日付けで当審議会より支障がない旨の答申を受け、令和4年2月18日付けで特定行政庁の長であります福島県知事が許可してございます。報告につきましては以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの御報告に関しまして、御質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました2件についてでございます。議案第2035号「特殊建築物の敷地の位置について(南相馬市小高区)」、議案第2036号「特殊建築物の敷地の位置について(南相馬市原町区)」でございます。

それでは、審議に入らせていただきます。第2035号の議案につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

まず、議案書の2ページをご覧ください。議案第2035号 特殊建築物の敷地の位置(南相馬市小高区)、建築基準法第51条ただし書きによる許可でございます。本案件決定区分は福島県、関係市町村は南相馬市となります。

では、スクリーン及びお手元の資料1になります。こちらで御説明申し上げます。まず、建築基準法第51条ただし書き制度について、私から説明します。続きまして、施設の敷地、配置などの概要につきまして、特定行政庁でございます福島県建築指導課より御説明申し上げます。

では、資料1のスライドの2ページをご覧ください。はじめに、建築基準法第51条について御説明申し上げます。

建築基準法第51条、「特殊建築物の位置」でございしますが、建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされております。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされております。

繰り返し申しますと、都市計画区域内に特殊建築物の建築等を行う際は、その敷地の位置について都市計画決定しなければ建築等を行うことができません。

ただし、都市計画審議会で敷地の位置について都市計画上の支障が無いと認められたものを特定行政庁が許可する場合は、この限りでは無いということになります。

なお、都市計画決定を行うか、或いはただし書きを運用するかでございしますが、対象となる施設について、相当の公共性、恒久性が認められるものである場合、都市計画決定を行います。それ以外の民間の施設については、ただし書きに沿った運用を行っております。後ほど概要説明しますが、今回の審議案件は、民間の産廃処理施設であります。

スライドの3ページをご覧ください。次に、建築基準法第51条本文中の、「その他政令で定める処理施設」について御説明申し上げます。「その他政令で定める処理施設」につきましては、同法施行令第130条の2の2で大きく分けて一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の2つが示されております。一般廃棄物処理施設は「ごみ処理施設」のことをいい、産業廃棄物処理施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」で規定されています。このうち、福島県都市計画審議会にお諮りする施設は産業廃棄物処理施設となっており、今回は、廃プラスチック類、木くず、がれき類がそれぞれ1日あたり5トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となり、本審議会に附議しているところでございます。

4ページをご覧ください。施設設置について説明申し上げます。産業廃棄物処理施設を設置するためには、左に示す通り、廃棄物処理法の設置許可のほか、右にあります建築基準法による、敷地の位置に関する許可が必要となります。

なお、廃棄物処理法に基づく許可申請につきましては、県の出先機関である

相双地方振興局で最終の許可審査を行っており、本日、同意が得られれば建築基準法第 51 条ただし書き許可と同日で許可する予定となっております。

5 ページをご覧ください。次に、都市計画上の支障の有無の判断基準を御説明申し上げます。1 つ目は、都市計画マスタープランなど上位計画との整合として、市町村マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。2 つ目としましては、土地利用計画との整合としまして、市街化区域及び用途地域が指定されている区域におきましては、工業系の用途地域に設置すること。地区計画等との整合が図られていること。3 つ目は、都市計画施設との整合として、道路や公園など計画される都市計画施設に支障を与えないこと。最後になりますが、4 つ目は、市街地開発事業との整合として、市街地開発事業（区画整理事業や市街地再開発事業）に整合していること。これら 4 つの着目点により、当該許可における都市計画上の判断を行うこととなります。次に、施設概要以降につきましては、県建築指導課から御説明します。

建築指導課の滑川と申します。よろしくお願いたします。

では 6 ページをご覧ください。

それでは、当該施設の概要について御説明いたします。会社の概要です。会社名は株式会社モンマ、代表者は代表取締役 門馬喬、本社所在地は南相馬市原町区鶴谷字牛踏 156 です。事業内容は産業廃棄物の中間処理業、再生材の販売等です。次に、当該処理施設の概要です。所在地は南相馬市小高区女場字猿田 1 番 24、敷地面積は 21,267.58 m<sup>2</sup>、建築面積は 807.79 m<sup>2</sup>、延床面積は 800.79 m<sup>2</sup>です。処理施設の別としましては破碎処理施設で、産業廃棄物の種類、当該許可の対象は、廃プラスチック類、木くず、がれき類です。施設の稼働時間は、土日・祝祭日を除く平日の 8 時から 17 時までで実働時間は 1 日あたり 8 時間です。

7 ページをご覧ください。次に、導入する破碎施設について御説明いたします。施設は、廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設であり、1 日当たりの処理能力が廃プラスチック類は最大 81.28 トン、木くずは最大 127.68 トン、がれき類が最大 960.00 トンとなっております。1 日当たりの処理能力がそれぞれ 5 トンを超えており、廃棄物処理法施行令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設に該当するため、建築基準法第 51 条ただし書きの許可が必要となります。

8 ページをご覧ください。敷地は、南相馬市の南部、小高区の東側に位置し、小高区役所から直線で約 3.5 k m、J R 常磐線桃内駅から直線で約 1.5 k m、国道 6 号から近接する小高中央工業団地内の一角に設置を予定しております。

9 ページをご覧ください。次に敷地の状況を御説明いたします。施設の敷地位置は、非線引き都市計画区域で、用途地域の指定はありません。当該施設へのアクセスとしては、国道 6 号線から市道女場猿田線を経由し、小高中央工業団

地内の工業団地内道路からとなります。

10 ページをご覧ください。敷地の現状の写真になります。画面の左上はグーグルの航空写真となっており、赤枠が敷地境界線となっており、敷地内には、既存の建物が 2 棟あり、廃石膏ボードの処理を行う施設として業務をしております。この廃石膏ボードの処理を行う施設ですが、建築基準法第 51 条ただし書き許可の対象外となっております。写真の①と③の緑のエリアに今回の廃プラ・木くず・がれき類を破砕する処理施設を設置するものです。

11 ページをご覧ください。対象となる廃棄物の搬入及び搬出の流れについてご説明いたします。まず、施設の配置ですが、青部分が既存施設の管理事務所、廃石膏ボード処理施設となっております。中央部の製品ヤード周囲に、騒音抑制のため、高さ 2m の既製のコンクリート擁壁と防音シートを設置いたします。廃棄物の搬入の流れは、敷地南側の市道女場猿田線を通じて工業団地内道路から進入し、事務所西側のトラックスケールを経由します。その後、搬入してきた廃棄物の種類毎に敷地中央にある受入ヤードに廃棄物毎に搬入します。搬入した廃棄物は、図で示しております各破砕機で破砕されます。破砕後は、手選別により、規格内のものは製品ヤードに保管された後出荷されます。また、規格外のものは随時外部の最終処分場へ搬出されます。

なお、廃プラ・木くずの破砕処理施設は、図面右側からバックホー等により投入し、図面左側の地面に排出されます。がれき類につきましては、図面左側からバックホー等により投入し、図面右側の地面に排出されます。

以上で、株式会社モンマの施設概要の説明を終了いたします。

12 ページをご覧ください。最後に、当該施設を建築基準法第 51 条ただし書きの規定により許可する場合における都市計画上の支障の有無について、御説明いたします。1 つ目としまして、上位計画との整合についてですが、南相馬市都市計画マスタープランにおきまして、対象の施設を設置する小高中央工業団地が位置づけられていることから上位計画との整合は図られていると判断しております。2 つ目としまして、土地利用計画との整合についてですが、当該地は非線引き都市計画区域内で用途地域が定められていない白地地域でございます。また、地区計画等について決定されているものはないことから、整合は図られていると判断いたしました。3 つ目としまして、都市計画施設との整合についてですが、当該地周辺には、都市計画施設の計画はございません。4 つ目としまして、市街地開発事業との整合についてですが、当該地周辺には、市街地開発事業の計画はございません。

以上のことから、都市計画上の支障はないと考えております。

説明は以上となります。御審議よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。オンラインでご参加の方は声を出していただけますでしょうか。いかがでしょうか。

(質問等なし)

(会長)

これは、特に工業団地内ということもありまして、差し障りないと判断してよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。では、本件に関しましては支障無しと扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、第 2036 号の議案につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

では、議案書の 2 ページになりますが、議案第 2036 号特殊建築物の敷地の位置について（南相馬市原町区）、今程と同様に建築基準法第 51 条ただし書きによる許可でございます。決定区分も同様で福島県、関係市町村は南相馬市でございます。

資料 2 およびスクリーンをご覧ください。議案第 2036 号特殊建築物の敷地の位置についてご説明申し上げます。なお、次の 2 ページから 5 ページまでは先にお諮りしました株式会社モンマと同様の内容となっておりますので説明を省略させていただきます。施設概要以降については、県建築指導課より説明申し上げます。

それでは、当該施設の概要について御説明いたします。会社の概要です。会社名は株式会社相双環境整備センター、代表者は代表取締役 佐藤光正、本社所在地は南相馬市原町区金沢字荒次郎 283 番地の 1 です。事業内容は産業廃棄物の中間処理業、再生材の販売等です。次に、当該処理施設の概要です。所在地は南相馬市原町区金沢字道金沢 114 番 6 他 7 筆、敷地面積は 9,105.35 m<sup>2</sup>、建築面積と延床面積は同じで 1,837.81 m<sup>2</sup>です。処理施設の別としましては破砕処

理施設となっております。産業廃棄物の種類としましては当該許可の対象は、廃プラスチック類、木くず、がれき類です。施設の稼働時間につきましては、土日・祝祭日を除く平日の8時から17時までで実働時間は1日あたり8時間です。

7ページをご覧ください。次に、導入する破碎施設について御説明いたします。施設は、廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設であり、1日当たりの処理能力が廃プラスチック類は最大8.79トン、木くずは最大308.88トン、がれき類が最大236.00トンとなっております。1日当たりの処理能力がそれぞれ5トンを超えており、廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当するため、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となります。

8ページをご覧ください。次に、敷地の位置について御説明いたします。敷地は、南相馬市の中央、原町区の東側に位置し、南相馬市役所から直線で約4.5km、JR常磐線原ノ町駅から直線で約3.5km、東北電力原町火力発電所西側に設置を予定しております。当該施設へのアクセスとしましては、国道6号から敷地北にある市道金沢3号線から県道原町海老相馬線を経由して、市道下北高平鳥港線からとなります。

9ページをご覧ください。次に、敷地の状況について御説明いたします。施設の敷地の位置は、非線引き都市計画区域で、用途地域の指定はありません。

なお、敷地南側には小学校や障がい者支援施設である原町共生授産園があるため、南側からのアクセスは予定しておりません。すべて、北側からの搬出、搬入を予定しています。

10ページをご覧ください。敷地の現状の写真になります。西側から空撮した写真となっており、赤枠が敷地境界線となっております。なお、右側手前には、会社事務所がある敷地が隣接しております。

11ページをご覧ください。対象となる廃棄物の搬入及び搬出の流れについて御説明いたします。廃棄物の搬入の流れは、敷地西側に接する市道下高平鳥港線の北側から進入し、事務所前のトラックスケールを経由します。その後、搬入してきた廃棄物の種類毎に敷地中央にある作業場に搬入します。搬入した廃棄物は、作業場内にストックされ、図で示しております①から④の各破碎機で破碎されます。破碎後は、製品となるものは各ストックヤードに保管された後、外部の施設の方に出荷されます。また、製品とならないものは最終処分場や焼却施設へ搬出されます。

12ページをご覧ください。各破碎機が設置される作業場平面図となります。各破碎機の横にある廃棄物の保管場所から、ホイールローダーやフォーク付バックホー（爪状のアタッチメントの付いたバックホー）といった重機を使用して各破碎機に投入します。①のがれき類破碎機につきましては、図面上側より

廃棄物を投入し、破碎後、図面下側より破碎材（再生骨材等）として排出されコンテナで受けます。②の木くず破碎機につきましては、図面上部より廃棄物を投入し、破碎後、図面下側より破碎材として排出されコンテナで受けます。③の木くず破碎機については、②の破碎後に製品となる廃棄物を図面上部より投入し、破碎後、図面下側より破碎材として排出されコンテナで受けます。④の廃プラ破碎機については、図面上部より廃棄物を投入し、破碎後、図面下側より破碎材として排出されフレコンパックへ封入します。以上で、相双環境整備センターの施設概要の説明を終了いたします。

続きまして、都市計画上の支障の有無を、御説明申し上げます。13 ページをご覧ください。1つ目に、上位計画との整合についてですが、南相馬市都市計画マスタープランにおきまして、当該計画地周辺につきましては住宅地等への環境に配慮しつつ工業施設の利用を図るエリアという位置づけがなされており、工業施設の利用という位置づけがなされていること、また、施設周辺にまとまった住宅地が無いことから上位計画との整合は図られていると判断いたしました。2つ目としまして、土地利用計画との整合についてですが、当該地は非線引き都市計画区域内で、用途地域が定められていない白地地域でございます。また、地区計画等について、決定されているものはございません。以上から、整合は図られていると判断いたしました。3つ目に、都市計画施設との整合についてですが、当該地周辺には、都市計画施設の計画はございません。4つ目に、市街地開発事業との整合についてですが、当該地周辺には、土地区画整理事業や市街地開発事業の計画はございません。

以上のことを踏まえて、都市計画上の支障はないと考えております。説明につきましては以上でございます。御審議をよろしく願いたします。

（会長）

ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございませんでしょうか。会場の方は挙手で、オンラインで御参加の方は声を出してください。よろしく願いたします。

（11 番 西田委員）

11 番の西田です。質問させていただきます。施設の周辺地域への環境影響については、別のところで御審議なさっているとのことなのですが、そちらでおそらく検討なさったことだと思いますが、授産施設との距離と、それから音の面等について、どのような説明をなさったかを参考までに教えていただければと思います。願いたします。

(会長)

では、事務局より説明願います。

(事務局)

まず、授産施設までの距離ですが直線距離 200mです。申請者側である当該施設の方が、地区住民への説明を近隣の公民館に集ってもらい行っておりまして、説明の内容まではこちらで把握しておりませんでした。騒音につきましては、生活環境影響調査を行っておりまして、敷地の境界線付近で県が定める条例の規定値を下回っていることを確認しております。また、振動につきましても同様に敷地境界線で、規定値を下回ることを確認しております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(11 番 西田委員)

はい。

(会長)

では、他にいかがでしょうか。

(19 番 横田委員)

19 番の横田です。10 ページの現地写真のところ、赤い線が引いてあるあたりが建築予定地だと思うのですが、右側の木の部分は林を切り開くのか、山を削るのか、土砂崩れなどの危険性が無いのかというところが分からないのですが、どちらでしょうか。

(会長)

事務局より説明願います。

(事務局)

画面右上の、少し林に食い込んでいる部分につきましては、山の法面となっておりまして、現状のまま特に削って平らにしたり、そういう作業は発生しません。現状のままであり特に支障はないと判断しております。

(19 番 横田委員)

支障はないということですね。わかりました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは、本案につきまして、お認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。では、本議案第 2036 号に関しまして、都市計画上の位置について支障無しと扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

本日の審議事項は以上でございます。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。では司会を事務局へお返しします。

(司会)

熱心な御審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 191 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 50 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

3 番 鈴木 深雪

---

8 番 川端 茂樹

---